

# 公益財団法人エイズ予防財団役員報酬規程

## (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人エイズ予防財団（以下「本財団」という。）定款第27条の規定に基づき、本財団の役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。

## (報酬の支給)

**第3条** 本財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、役員賞与を支給しない。
- 3 役員には、退職慰労金は支給しない。

## (報酬の種類及び通勤手当)

**第4条** 役員報酬は、月額報酬とする。

- 2 通勤のため公共交通機関を利用している役員に対しては、通勤手当を支給することができる。

## (月額報酬の額の決定)

**第5条** 常勤理事の月額報酬は、その職務、資格等を勘案して、評議員会の決議によって定められた常勤役員俸給表（別表）のうちから、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 常勤監事の月額報酬は、評議員会の決議によって定められた常勤役員俸給表（別表）のうちから、評議員会の承認を得て決定するものとする。

## (月額報酬等の支給)

**第6条** 月額報酬及び通勤手当の支給日、支給方法並びに月額報酬から控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

## (公表)

**第7条** 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 8 条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表

(単位：円)

号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	16	400,000
2	120,000	17	420,000
3	140,000	18	440,000
4	160,000	19	460,000
5	180,000	20	480,000
6	200,000	21	500,000
7	220,000	22	520,000
8	240,000	23	540,000
9	260,000	24	560,000
10	280,000	25	580,000
11	300,000	26	600,000
12	320,000	27	620,000
13	340,000	28	640,000
14	360,000	29	660,000